三十二　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪
三十三　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百十一条第六項に規定する罪
三十四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪
三十五　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪
三十六　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪
三十七　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十六条に規定する罪
三十八　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百七十一条に規定する罪
三十九　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項又は第二項に規定する罪
四十　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二条又は第二百七十五条に規定する罪
四十一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
四十二　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪
四十三　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
四十四　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条又は第百十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
四十五　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪
（通過海域）
第六条　法第十四条第一項の政令で定める外国の領海は、北緯十二度四十七分東経四十五度の点、北緯十一度四十八分東経四十五度の点及び北緯十一度二十七分東経四十三度十五分の点を順次結んだ線、北緯十六度二十三分東経三十九度十分の点と北緯十六度二十三分東経四十二度四十七分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域内の外国の領海とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十五年十一月三十日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第五号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第十六条第四項の規定に基づき、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）第十九条の規定により提出された届出書の写しを、当該届出書に係る特定日本船舶が当該特定警備の実施後初めて入港をし係留される本邦の港の係留施設（当該係留施設が定まっていない場合にあっては、係留されることが見込まれる本邦の港の係留施設）の所在地を管轄する都道府県公安委員会に送付することにより行うものとする。

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十五年十一月三十日）から施行する。

省令

○厚生労働省令第百二十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　建設機械等」を

「第一章の三　木材伐出機械等
　第一節　車両系木材伐出機械等
　　第一款　総則（第百五十一条の八十四―第百五十一条の百十二・第百五十一条の百十四―第百五十一条の百二十）
　　第二款　伐木等機械（第百五十一条の百十三―第百五十一条の百二十二）
　　第三款　走行集材機械（第百五十一条の百二十三―第百五十一条の百二十五）
　　第四款　架線集材機械（第百五十一条の百二十六―第百五十一条の百二十九）
　第二節　機械集材装置及び運材索道（第百五十一条の百三十）
　第三節　簡易架線集材装置（第百五十一条の百三十一―第百五十一条の百三十四）
第二章　建設機械等」

に、「第百五十一条の八十四」を「第百五十一条の百七十五」に、「第四百九十七条」を「第五百十七条」に改め、「第三節　機械集材装置及び運材索道（第四百九十八条―第五百十七条）」を削る。

第二編第二章中第百五十一条の八十四を第百五十一条の百七十五とし、第一章の二の次に次の一章を加える。